

令和3年4月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和3年4月20日開会

丸亀市農業委員会

令和3年 4月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年4月20日(火) 午前9時30分～午前11時20分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 16人

農業委員 16人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |

欠席委員 0人

農業委員 0人

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸
事務局次長 大西 良明
主 査 岩崎 正英
副主任 山根 大雅
副主幹 造田 忠彦
副主幹 江淵 貴彦

その他の出席者

農林水産課 課 長 横井 隆浩
農林水産課 担当長 栗岡 宏樹

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 市町農業委員会会長・事務局長会議の報告について

報 告

1. 農地等利用の最適化の推進に関する意見に対する回答について
2. 定例農家相談会の開催結果について

土地に関する議題

- 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第23号 農用地利用集積計画の決定について
議案第24号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について
議案第25号 許可後の事業計画変更申請について
議案第26号 農地改良に係る届出について

報 告

- 報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

令和3年4月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） おはようございます。先月もお願いいたしましたが、議事録のシステムが変わりましたので、ご意見があるときには、手を挙げていただいて、マイクを持っていきますので、マイクを使って、ご発言をお願いいたします。

それでは、定刻より少し早いですが、ただ今から、令和3年4月の農業委員会定例総会を開会いたします。開会に先立ちまして、4月で人事異動がありましたので、農業委員会事務局に関して異動のあった職員の紹介をいたします。まず、飯山総合センターの奈良副主幹が退職されまして、江淵様が併任で農業委員会副主幹になりました。

●副主幹（江淵貴彦君） はい。4月に飯山市民総合センターの業務担当、それから、農業委員会の併任になりました江淵と申します。3月までは、産業観光課でおりまして、その隣で農政担当や、農業委員会のことを見ておりました。皆さんとともにがんばっていきたくと思いますので、よろしくお願いいたします。

●事務局長（小西裕幸君） 山根副主任につきましては引き続き、農業委員会併任であります。

●副主任（山根大雅君） 引き続き、農業委員会併任の山根です。今年も1年よろしくお願い致します。

●事務局長（小西裕幸君） 続きまして、綾歌市民総合センターにつきましては、異動はありません。綾歌市民総合センターは造田副主幹と中山主任に、引き続き農業委員会業務に当たっていただきます。本日は造田副主幹に来ていただいております。

●副主幹（造田忠彦君） 綾歌市民総合センターの造田と申します。引き続きよろしくお願い致します。

●事務局長（小西裕幸君） 本庁農業委員会事務局は職員の異動はありませんでした。私、事務局長の小西です。よろしくお願い致します。それから大西次長であります。

●事務局次長（大西良明君） 1年、どうぞよろしくお願い致します。

●事務局長（小西裕幸君） 岩崎主査です。

●主査（岩崎正英君） 引き続き、よろしくお願い致します。

●事務局長（小西裕幸君） それから、この場にはおりませんが、近藤担当長、それから会計年度任用職員2名で、業務に当たります。これまで同様、農業委員会活動、農地の有効利用の推進に、尽力して参りますので、今後ともご指導・ご協力をよろしくお願い致します。

それでは、本日、机の上にお配りいたしました資料の確認をいたします。1番目、総会の資料、裏面に定例農家相談開催結果と、次回の日程を書いております。2番目、農業委員会会長・事務局長会議の資料です。カラーを含む3枚です。3番目、農地活用レポート。4番目、農業者年金パンフレット。5番目、農地転用パ

ンフレット、農地を転用するときは農地法の許可が必要だと書いてあるものです。それから、全国農業図書のパンフレットです。1冊から販売ができ、送料は無料で、郵便局振込なら手数料もいらないということです。また、ご活用ください。

それから、本日この会の後に、島しょ部の農地パトロールをお願いする委員につきましては、簡単な説明会を行いますので、残っておいてください。島しょ部の調査をお願いするのは、松岡会長、宮武副会長、大林副会長、大西委員、尾野委員、高吉委員、松下委員です。よろしくお願いいたします。

本日の会議資料で不足等ありましたら、お申し出ください。それでは、本日の活動記録もお出しください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら、本日の総会出席の記載をお願いいたします。持参されていない方につきましては、帰宅後記入をお願いいたします。携帯電話は電源を切るかマナーモードでお願いいたします。

それではただ今から4月定例総会を開会いたします。会長よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 皆さん、おはようございます。今日は本当にいい天気になりました。この時期になりますと、農作業もだんだんと忙しくなって参ります。夏野菜の植え付けとか、田んぼの管理とか、大変お忙しい中、今日は総会にご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。新型コロナウイルスが流行して、もう1年以上経ちますけれども、収まるどころか、変異型が出てきたりして、まだまだ増えているような状況でありまして、今日の推進委員連絡会議は、中止にしました。本会議におきましても、議題がたくさんありますので、極力効率的に進めて、短時間で終わるように努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは座って進めます。

本日の出席委員は16名全員が出席していますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、4番石井委員と5番横井委員をお願いいたします。

農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局（小西裕幸君） 失礼します。農政に関する議題といたしまして、議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2「市町農業委員会会長・事務局長会議の報告について」、議題3「その他」です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1「農業振興地域整備計画の変更」について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（栗岡弘樹君） おはようございます。丸亀市農林水産課栗岡と申します。今年度も引き続き、農業振興地域を担当いたしますのでよろしくお願いいたします。文章を読み上げますので、座って進めます。

それでは、令和3年4月1日締め切り、4月分の丸亀農業振興地域整備計画、農用地利用計画の変更につ

いて報告いたします。お手元の変更等理由書（総括表）から始まるA4横の資料をご用意ください。お手元の変更等理由書（総括表）の1から4枚目の変更等理由書、その後ろに位置図を綴じてあります。参考にしてください。

番号4の1、飯野町東二・・・面積1,307㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号4の2、飯野町東二・・・合計面積1,921㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の3、飯野町東分・・・面積888㎡の内453㎡を・・・が貸駐車場として整備します。

番号4の4、金倉町・・・合計面積1,788㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の5、金倉町・・・面積519㎡の内22㎡を・・・が宅地拡張します。

番号4の6、川西町北・・・面積668㎡を・・・が資材置場・倉庫として整備します。

番号4の7、川西町南・・・合計面積7,451.24㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の8、川西町南・・・面積1,465㎡を・・・が敷地拡張します。

番号4の9、郡家町・・・面積1,395㎡の内400㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号4の10、垂水町・・・合計面積2,656.32㎡を・・・が特定建築条件付売買予定地として整備します。

番号4の11、綾歌町岡田上・・・面積877㎡の内499㎡を・・・が非農家自己住宅を建築します。

番号4の12、綾歌町栗熊東・・・合計面積2,404㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の13、綾歌町栗熊西・・・面積768㎡の内404㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号4の14、綾歌町栗熊西・・・面積440㎡の内65㎡を・・・が敷地拡張します。

番号4の15、綾歌町富熊・・・面積933㎡の内331㎡を・・・が駐車場として整備します。

番号4の16、綾歌町富熊・・・合計面積13,276㎡を・・・が倉庫・駐車場として整備します。

番号4の17、綾歌町富熊・・・合計面積816㎡を・・・が貸資材置場・駐車場として整備します。

番号4の18、飯山町東小川・・・面積534㎡を・・・が資材置場として整備します。

番号4の19、飯山町西坂元・・・合計面積1,992㎡を・・・が特定建築条件付売買予定地として整備します。

番号4の20、飯山町東坂元・・・面積1,471㎡を・・・が特定建築条件付売買予定地として整備します。

番号4の21、飯山町東坂元・・・面積607㎡の内200㎡を進入路として整備します。

4ページをご覧ください。合計21件、40,123.56㎡の除外の申出です。丸亀、綾歌、飯山、地区別、目的別の内訳は下にありますので、参考にしてください。以上となります。

●会長（松岡繁君） 説明は終わりました。この件につきましてご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） それでは、ご意見もないようですので、農業振興地域整備計画の変更については、異議の無いものといたします。

それでは次に移ります。以前、市長に提出をいたしました最適化推進に関する意見に対する回答ということで、農林水産課の横井課長にも来ていただいています。後で、説明をお願いしたいと思います。

それでは議題2「市町農業委員会会長・事務局長会議の報告」について、私から説明いたします。資料はたくさんあります。「新池香川県農政水産部長挨拶要旨」、カラー印刷の「地域農業の将来を考えてみませんか」という、「人・農地プラン」の資料。それから、資料1「香川県農業会議 令和3年度事業計画における最優先事項等への取り組みについて」。資料2「全国農業会議所 農業委員会組織を取り巻く情勢と農地利用最適化の推進について」。最後に「人・農地プランの実質化に関する法律について」。簡単にご説明申し上げます。

最初に「新池香川県農政水産部長挨拶要旨」を読み上げます。農業委員会会長・事務局長会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。日頃は優良農地の確保や効率的利用促進など本県農業振興にご尽力をいただいていることにお礼申し上げます。一年間を振り返ると新型コロナウイルス感染症に翻弄させられた一年でした。まだまだ先の見えない状態であります。昨年11月に、5年に1回の農業センサスの結果が公表されました。基幹的農業就業者数が5年前に比べて24%減少、耕地面積も14%減少するなど農業の厳しい現実を表しているところです。このような中で、農業・農村を持続的に発展させていくには、担い手の確保と農地の維持が重要であります。人口減少社会の中で「人・農地プラン」の実質化が重要になってくると考えます。コロナ禍の中で田園回帰の機運も高まっており、以前に比べれば農業・農村に目が向けられてきました。ピンチをチャンスにしていくことが必要です。令和3年度の県の農業関係事業について紹介します。①香川で就農応援事業、UIJターンの促進、②スマート農業推進事業（ロボット型、データ利用型）、③小麦の消費拡大、小麦の生産量は30年前には6000トンであったが、豊作もあり、2年連続で8000トンを超えている。香川には「さぬきの夢」というオリジナル品種があり、讃岐うどんにも90%使用しているが、そうめん、洋菓子・和菓子などにも使ってもらい、生産振興と併せて消費拡大に努めていきたいと思っております。香川県農業・農村基本計画については、通常であれば、この3月で終わるが、コロナ感染症があり、県の総合計画が半年遅れで進んでおり、これに合わせて10月には新しい基本計画を成立させたいと思っております。生産振興と併せて、消費拡大の二つの柱にしています。コメの生産と消費のバランスが崩れています。消費拡大にも力を入れていきたいと思っております。皆さんの意見を聞きながら成案に向けて取り組んでいきます。皆さん方と連携を図りながら、農業・農村の振興に取り組んでいきたいと思っておりますので、お力添えをお願いします。

次に、香川県農業経営課から「人・農地プラン」の説明がありました。それに対して、私が要望しました

ので、読み上げます。「人・農地プランの実質化」への取り組みについて要望いたします。現在の香川の農業・農村を見ますと、危機的状況にあると思っています。2020年農業センサスの結果によると、農業従事者が10年間で30%も減少しました。また、丸亀市が行ったアンケート調査によりますと、10年以内に農業経営を辞めたいという農家が60%もありました。一方で、集落営農や新規就農の増加は微々たるものです。このまま放置すると、優良農地も遊休農地や耕作放棄地になっていくのは目に見えるようです。このような中で、実質的な「人・農地プラン」の作成は大切だと思っています。私たち農業委員や推進委員が苦勞して行ったアンケート調査が、調査しただけに終わることがないように、県の担当課におかれましては、強いご指導をお願いします。具体的に申し上げますと、「人・農地プラン」の作成に当たっては、多くの農家の意見や話し合いに基づいたものとしていただきたいと思います。二つ目は、国の施策である大規模農家や法人への集積は香川県では限界にきていると思います。新しい香川県の基本計画作成に当たっては、今後農業経営を辞めようと思っている農家が離農しなくても済むような、小規模家族農業に寄り添った施策をぜひ盛り込んでいただき、将来にわたって、持続可能な農業・農村となるよう要望いたします。県と全国農業会議所がきておりましたので、実情を少しでも知っていただきたいということで発言しました。

次に、資料1「令和3年度事業計画における最優先事項等の取り組みについて」です。香川県農業会議の今後1年間の方針の優先事項ということです。「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」というのが最終年度になるので、着実な実施を行っていきます。2番目に農業委員会へのキメ細かな支援・協力と農地等最適化推進業務への支援を行っていきます。3番目に情報発信力の強化です。PDCAサイクルとありますが、これを行うにあたっては、計画、実行、評価、改善ということを基本に、実践していくことが必要です。本県組織運動の推進ということで、さっき言いましたように、一斉強化運動の最終年度に当たることを念頭に、全市町農業委員会の活動が計画的かつ着実に実施されるように、進捗状況を適宜把握しながら進めていきます。①として今後の農地利用に係る意向調査の実施ということで、これについては、丸亀はもう終わっています。②の集落座談会等による話し合いへの積極的な参画等を通じた農地の有効利用活動ということで、コロナウイルスの影響で座談会なんかもできていませんが、そういうところへの参画をしていく、応援をしていきたいということです。課題と対策ということで書いてありますが、市町農業委員会の意見・要望を収集の上、市町農業委員会職員研究協議会において、そこで詳細な活動の進め方について提案するということです。

次に、カラー刷りの「地域農業の将来を考えてみませんか」です。「人・農地プランの実質化」のパンフレットのコピーです。「これからの地域農業について話をしてみませんか？」ということで、以下のステップで「人・農地プラン」に取り組んでいきます。ステップ1では、地域の人・農地の現況・将来について聞き取

り、アンケートや個別訪問による意向把握です。丸亀は終わっています。ステップ2では、把握した意向の集約ということで、地図化して、目に見えるようにします。地図化したら、こういうふうに色分けします。その大きな地図を、地域で説明をしていくことになります。これはまだできていません。ステップ3として、話し合い活動の実施です。集落単位になるか、いろいろな分け方があります。皆さんの話し合いによって、農業者自らがプランを作るという方向でやっていきます。ステップ4として、「人・農地プラン」の決定・実質化を図っていきます。ステップ5として、農地を動かすマッチングを行います。農林水産課主導でやりますが、農業委員・推進委員は、それに協力していくことになります。次のページをご覧ください。把握した意向の集約です。地図化による現状把握です。後継者がいるかどうかや、耕作者の年齢別で色分けしていきます。次のページをご覧ください。話し合い活動の実施です。最後に話し合い活動（集落座談会）です。話し合いは合意形成のための活動であり、参加者をどう集めるかがポイントです。ホップ、ステップ、ジャンプの3段階で進めていきましょう。話し合いについてはいろいろな方法があり、話し合いの様子の写真が掲載されています。対話型説明方式（プレゼンテーション方式）と合意形成話し合い方式（ワークショップ方式）があります。合意形成話し合い方式は、プラン案などなく、ゼロからプランを作る地域向けです。お互いにアイデアを出し合って、方針を固めていく方法です。声の大きい人の方向へ流れていくのではなく、参加している人全員の意見を出し合う方法です。次に、「人・農地プランの実質化に関する法律について」という資料をご覧ください。今お話ししたことが、どういう法律に基づいているかを説明しています。最初のページに、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の第26条があります。第1項に「農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該地区の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする」とあります。第2項では「市町村は、前項の協議に当たっては、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めよう努めるとともに、当該協議の参加者に対し、農地に関する地図を活用して、地域における農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報を提供するように努めるものとする」と、地図化について書いています。第3項では、「農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、委員及び推進委員の第1項の協議への出席その他当該協議の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする」とあり、座談会にあたって、農業委員、推進委員は協力することが決められています。次のページをご覧ください。「農業委員会等に関する法律」第6条では、「農業委員会はその区域内の次に掲げる事項を処理する」となっています。第1項が（略）となっていますが、その右に、農地法等に基づく許認可、農地の利用状況調査（農地パトロール調査）とあります。第2項では、「区域内の農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並

びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう)』となっていて、それをわかりやすく言うと、「農地利用の最適化業務(農地所有者の意向把握、集落の話し合いに参加、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止、新規就農の促進と)を行うことになっています。第3項、第4項には、担い手対策、情報提供について述べています。以上のように、「農業委員会等に関する法律」で定められています。次に、資料2をご覧ください。全国農業会議所がつくった「農業委員会組織を取り巻く情勢と農地利用最適化の推進について」です。改正農業委員会法の施行5年後見直しとあります。平成28年4月に、農業委員会法が改正されました。この改正はなぜしたかといいますと、政府の規制改革推進会議農業ワーキンググループにて農業の成長産業化が議論されました。その流れの中で、農業委員会法、農協法が改正されました。農地等の利用最適化の推進の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。この法律ができてから5年経ったら、見直しを行うことになっています。次のページをご覧ください。「改正農業委員会法施行5年後検証、規制改革推進会議、国家戦略特別区域諮問会議等の議論の情勢」です。令和2年11月30日に規制改革推進会議農業ワーキンググループの会議がありました。農業委員会の活動状況について、農業委員会関係者、事業者、農林水産省からヒアリングが行われています。規制改革推進会議のメンバーは、有名な企業の役員とか、学者とかで、あまり農業をよく知らない方がメンバーになっています。①「農地の集積・集約化に地域の関係者の皆様が一丸となって取り組む必要がある。それぞれの責任を明確にし、何が問題だったのか検証する必要がある」とあります。これは、河野行政改革担当大臣の発言だそうです。それから③「このままでは国の目標の8割集積に届くとは思えない」とあります。令和5年度までに、農地を80%担い手に集約する目標ですが、現在は、日本全体でも60%です。④「農業委員、農地利用最適化推進委員の農地利用最適化の取り組み状況が分からない」、⑤「そもそも農業委員会の農地集積目標が低すぎ。見直すべきである」、⑥「遊休農地の利用意向調査を全遊休農地に徹底を図る必要がある」、⑧「国の農地集積目標である担い手の8割集積に向けて農業委員会が本来の役割を果たすうえで、それを実行するにふさわしい人材が委員となるよう体制を再構築していく必要がある」とあります。以上のような意見が出ました。次のページをご覧ください。6月30日地方分権改革会議とあります。農地利用最適化推進委員定数の弾力化、最適化推進員の設置について、現行の「約100ヘクタールに1人」の定数基準になっているが、それを見直す必要があるという意見も出ています。次のページをご覧ください。「今後の動き」です。農林水産省ではこれまでの規制改革推進会議等の意見を踏まえ、農業委員会の運営に関する通知の発出を検討中です。検討されている通知の内容としては、1つ目は農業委員・推進委員の活動記録簿の義務化です。

皆さん、活動記録を、局長から書いてくださいと言われていますが、今のところは任意になっているようですが、これを義務化するようです。農業委員会の貢献度が、現在見えないから、それで把握したいということです。2つ目は、委員の活動実績・活動成果の評価です。3つ目は、機構の事業規程を変更し、令和4年度以降には予算措置もなされる予定です。機構へ、こういう農地を貸したいと言っても、借り手がいないので借りてくれないことが多いです。預かってもらえるような予算措置をする検討も行われているそうです。4つ目は、農業委員と推進委員の役割分担です。各農業委員会でいろいろやり方あると思いますが、一緒にやるのが当然だと思います。次のページの5番目の②に、「意向把握」＋「話し合い」→「意向把握」＋「話し合い」＋マッチングに変える。人と農地をマッチングさせていくところまでいきたいということです。2番「取り組みの重点」です。①農業委員・農地利用最適化推進委員一人一人の活動内容の見える化の推進です。今まで、農業委員・最適化推進委員の動きが見えないので、見える化を推進していきたいということです。次の6ページの取り組みの重点です。1つ目は目標設定の見直しです。2つ目は活動状況の改訂ということで、活動記録簿を義務化する。3つ目は、農業委員・農地利用最適化推進委員の連携強化です。4万人委員体制（農業委員2万3千人、推進委員1万8千人）を踏まえ法定の役割を前提に両委員の徹底した連携強化に取り組む必要がある。また、コンパクト委員会における農業委員と推進委員の班体制、メガ委員会における農業委員のもとに推進委員数名のチーム編成により両委員の日常活動における連携体制を強化します。この農業委員会の改革というのは、農水省主導ではなくて、官邸の中の規制改革推進会議主導です。「人・農地プランの実質化に関する法律について」の最後の方に、「人・農地プランの実質化の取組 県内市町の状況」があります。丸亀市は、取り組みを進める予定の対象地区数が12、令和2年末までに完了もしくは完了見込みの地区数12となっています。地図もできていないのに完了しているとは、どういうことかと横井課長にお聞きしました。また調べておくということだったので、このあとと説明をお願いします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） 先ほどの会長の質問のことですが、担当から説明いたします。予定12地区で完了見込み12地区ということで、この数字を県がどこから拾っているのかは不明なのですが、完了しましたと報告したことはありません。あくまで、当初、令和2年度末までに完了を目指すという工程が組まれていました。

●会長（松岡繁君） やっぱり「人・農地プラン」は大切だと思います。これから進めるにあたっては、やはり農林水産課だけでは集落座談会とかプランの作成は難しいと思いますので、ぜひ地元をよく知っている農業委員・推進委員さんとも連携をして取り組んでいただきたいと思います。我々と連携をして、きちっと進めていただきたいと思います。課長、お願いします。

●農林水産課（横井隆浩君） 当然、農業委員会と私たち農林水産課農政担当というのは一心同体です。今

後もさらに連携をしながら進めていきたいという所存です。よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 現在コロナウイルスの影響がありますが、ぜひ、その間に地区化してください。それができたら、話し合い活動に取り組むよう、お願いします。

それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1「農地等利用の最適化の推進に関する意見に対する回答」については、昨年6月に委員の皆様にご意見や要望を提出していただきまして、その内容により、「担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化」について、「遊休農地の発生防止・解消」について、「農業への新規参入等の促進」について、「その他」と項目を分けまして取りまとめ、新年度の予算や政策に反映していただけのように、昨年の10月20日に市長、市議会議長へ提出いたしました。本日はその意見書への回答につきまして、農林水産課横井課長と栗岡担当長に出席いただきました。説明をお願いします。

●農林水産課（横井隆浩君） 農林水産課の横井です。大綱4点にわたりまして、ご質問いただきました。長文となりますけれども、読み上げまして、回答に代えさせていただきます。まず、大きい1番「担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化」についてです。（1）の質問です。プランの実質化にあたっては、アンケート調査結果を活用、地域での話し合いを行うなど、地域の実情を反映したプラン作成、策定に努めること。回答として、本市の「人・農地プランの実質化」への取り組みについては、令和2年度において、すでに集落営農組織が結成され、話し合いの基盤である地区から順次着手する計画としていましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、全国的な非常事態宣言が発令されるなど、話し合いの場を設けられず、当初予定をしていた、令和2年度中の策定が困難な状況となったため、工程の変更を国と協議をしているところです。このようなことから、農業委員会において実施されたアンケート結果や集計表を活用し、新型コロナウイルス予防に十分配慮した開催方法を検討し、地域の実情を反映したプランの策定に努めて参りたいと考えています。（2）の質問です。「人・農地プラン」の策定においては、進捗状況が分かるように工程表を示すなど、確実な実施に努めること。回答です。「人・農地プランの実質化」にあたっては、その工程を公開することが義務づけられておりますことから、随時、ホームページに掲載するとともに、確実な実施を図って参ります。（3）の質問です。農地利用の最適化を図るため、利用促進に繋がるよう、農地機構を利用することのメリットをPRすること。回答です。本市においては、綾歌・飯山両市民総合センターに香川県農地機構の農地集積専門員を配置し、農地利用の最適化、また、中間管理事業の利用促進、普及に努めています。周知に関しましては、ポスター掲示、パンフレットの設置ほか、毎年4月に多くの農家に直接送付される経営所得安定対策等のパンフレットにも、事業内容を掲載しています。今後も周知に努めて参りたいと考えています。（4）の質問です。持続可能な農業とするため、小規模農家を重要な担い手として位置付け、大規模経営体と同様に、再生産が可能となるよう、自治体農政の推進を行うこと。回答です。狭小な農

地や複雑な水利慣行がある本市においては、これまで、家族経営等、小規模な農業者が集落機能の維持を含め、地域農業を担っていることは認識しています。しかしながら、農業従事者の高齢化等が深刻化する中で、将来にわたり持続可能な農業経営の実現を図るためには、生産性の向上やコストの低減等を通じて、農業所得の向上を図ることが重要であるとの考えから、本市においては、小規模な農業者に対して、集落営農等の共用利用を行う営農組織の組織化を推進するとともに、単独補助事業等を活用した支援を継続して実施をして参ります。続きまして、大きい2番の「遊休農地等の発生防止・解消」についてです。(1)の質問です。農業の多面的機能の保持のため、小規模家族農業が持続可能となる施策を行うこと。回答です。用水路やため池、農地は農業の生産基盤としての機能のみならず、環境、景観形成のほか、災害時の防災機能としても重要な役目を果たしているという認識をしています。このような農業用施設の維持・保全には、本市において約8割を占める、小規模農家のご理解、ご協力が不可欠で、したがって、小規模農家や集落営農組織が農業機械等の共同利用等を行う、営農組織の組織化を検討される際に、支援をして参ります。また、防除費用の助成を継続することで、小規模農家の支援を継続して参ります。(2)の質問です。農地の環境改善を図る、農道の舗装・修繕、水路の改修、小規模基盤整備などを行うこと。回答です。本市では、農道の幅員や舗装、水路の改修といった土地改良事業について、農業を継続できる環境を整えるため、国、県などの各種制度を活用しながら事業を実施しているところです。また、多面的機能支払交付金を活用した農業用施設の維持・改修も含み合わせて推進しており、今後はこの活動組織への加入促進、広域化を支援することで、より効果的な交付金の活用、環境改善に努めて参りたいと考えています。(3)の質問です。遊休農地の発生防止及び解消を図るため、「人・農地プラン」の策定にあたっては、農業関係機関が連携をして活動する体制を確立すること。回答です。「人・農地プラン」の策定にあたっては、農業委員会を始め、県農業改良普及センター、JA、農地機構など関係機関と連携をし、また、地域のご協力をいただきながら策定をして参ります。大きい3番「農業への新規参入等の促進」についてです。(1)の質問です。女性、若者の新規就農に対して、情報の提供、情報交換の場を設置する等の支援を行うこと。回答です。本市では、就農希望の相談があった場合、県農業改良普及センター、JA等関係機関と連携をし、面談会の実施など、サポートする体制をとっています。新規就農者等への情報交換の場の設置につきましては、かがわニューファーマーズ塾や、研修会等の開催を周知し、農業者同士が情報交換する機会を案内しています。(2)の質問です。定年退職者への就農支援を積極的に行うこと。回答です。定年を機会に、地元に戻り、就農する方も重要な担い手となり得ると考えていますので、関係機関と連携し、農業技術の習得や各種制度の説明、指導等について、相談窓口の設置等を行い、定年帰農者への支援に努めて参りたいと考えています。大きい4番「その他」です。

(1)の質問です。農業は食料生産のみならず、農村と国土を守るという観点から、農業者が農業経営を継

続できるような施策を行う、あわせて、国・県等に要請すること。回答です。前述2番（1）の回答内容と重複します。農業経営を継続し、地域の農地を守っていくことは、農地の持つ多面的機能を維持することになります。このことから、本市農業の維持・発展に支援を行うとともに、国・県に対し、助成等について要望して参ります。（2）の質問です。食糧安全保障の観点から、国産農産物の消費拡大や、食料・農業・農村の重要性について、市民の理解が進むよう、広報活動を積極的に行うこと。回答です。食の安全、食料自給率の確保、その基盤となる農業・農村の重要性について、市民の理解を深めることは、農業委員会を始め、担当部局の責務と認識をしております。市民の皆様に対し、国産農産物の消費拡大や、食料・農業・農村の重要性に関する市民の理解が進むよう、広報やホームページを通じて広報活動をやって参ります。（3）の質問です。農業に対する市民の理解を深める場として、市民農園等を有効に活用し、農家との交流を通じ、幅広い世代が農業体験できる機会を創出すること。回答です。本市の市民農園は、綾歌町に2か所、飯山町に1か所あり、農地を持たない市民の方でも農業体験ができる環境があり、JAの施設ではありますが、市の中央部に農業のカルチャースクール「讚さんファーム」もあります。また、中部流通センター主催による収穫料理教室では、小学校や市の広報を通じて、参加者募集をし、親子で農産物の収穫とその食材を利用した料理を楽しんでいただいています。これらの農場や行事を活用し、市民に対して農業生産活動に関する理解を得るための啓発活動を行って参ります。（4）の質問です。将来の丸亀市を担う子供たちへの食農教育を関係機関と連携し推進すること。回答です。食の安全・安心に関する意識は高くなる一方で、口にする野菜や肉の生産過程に関する知識・関心は低く、食物への感謝の念も薄らいでいます。そこで、本市では、小学校中心に低学年での生活科、高学年での総合的な学習の時間で動植物の飼育・栽培の体験学習をしております。具体的には、ある小学校では、低学年でサツマイモを栽培して調理して食べたり、さらには、地域の方に販売したり、成長の過程も含め、一部流通を体験されております。また、ある小学校では、地元農事組合法人や県普及センター、JAと連携をし、田植えから収穫までを体験する事業も設けられております。今後もこのような体験活動を関係機関と連携し推進・実践することで、将来の丸亀市を担う子供たちに農業の理解を深める動植物教育を推進して参りたいと考えています。以上です。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。ただいまの説明に対して、質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にありませんか。それでは今後、関係機関との連携をとって、また、農業委員・推進委員と連携をして取り組んでいただきたいと思います。ここで農林水産課の横井課長と栗岡担当長に退席していただきます。どうもありがとうございました。

それでは次に、報告2「定例農家相談会の開催結果」について事務局から報告をいたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。資料については、次第の裏側をご覧ください。前回の農家相談開催結果について報告をいたします。飯山市民総合センター開催分は、3月29日月曜日、大林委員で、市役所本庁開催分は4月5日月曜日、大西委員で、綾歌市民総合センター開催分は4月12日月曜日、久米委員で、3月につきましては午前9時から正午まで、新年度からは午前9時から11時の受け付けで行いました。飯山市民総合センター開催時に1件、綾歌市民総合センター開催時に1件の相談がありました。飯山市民総合センター開催時の相談内容は、高齢による体力不足により農業廃止したい。そのときに、借り手の探し方や貸借の申請手続きの方法、また、農地を売るとしたら、農業振興地域からの除外の方法、転用時の水利費の決済金などについての質問がありました。農地の貸借につきましては、農地機構の紹介や、貸す相手が決まっている場合の手続きの方法、それから、農業振興地域制度の内容や、その除外の進め方、水利の決済金の説明等を行いました。相談者は一度話を家に持ち帰りまして、家族と相談するとの返事でありました。次に、綾歌市民総合センター開催時の相談内容は、こちらもよく似たケースであります。体調を崩したこともあり農地を誰かに貸したい。しかし自分では、借り手を探せない。なお、その方の持っている農地は、池の横が多くて、カモなどの鳥の食害がありまして、実が実るのが夏場になる米しかつくれないそうです。それで、農地中間管理機構の集積専門員に同席をいただき、話の方を進めました。次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は、4月27日火曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分は、5月6日木曜日、宮武委員で、綾歌市民総合センター開催分は、5月10日月曜日、松岡正雄委員の担当で、それぞれ午前9時から11時までの受付となっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席ください。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。その他の報告事項はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） 以上で報告事項は終わりました。続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 土地に関する議題についてであります。

議題第20号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第24号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」、

議案第25号「許可後の事業計画変更申請について」、

議案第26号「農地改良に係る届出について」、

報告といたしまして、

報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、

報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは議案第20号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、議案1ページをご覧ください。座って説明いたします。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願いたします。議案第20号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は13件です。

1番、金倉町・・・合計面積 692.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、譲受人が土地収用の代替取得として、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されております。

2番、金倉町・・・面積 659.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、譲受人が土地収用の代替取得として、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されております。

3番、山北町・・・合計面積 1,580.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、麦を作付けする計画が提出されております。

4番、山北町・・・合計面積 131.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、麦を作付けする計画が提出されています。

2ページにかけてですが、

5番、川西町南・・・面積 18.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画を提示されております。

6番、郡家町・・・面積 609.00 m²【議案読み上げ】

この案件は農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で麦を作付けする計画を提出されています。

7番、広島町江の浦・・・合計面積1,914.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

3ページをお開きください。

8番、綾歌町岡田上・・・面積934.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

9番、綾歌町岡田上・・・面積732.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

10番、綾歌町岡田上・・・合計面積2,678.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地でオリーブ等を作付けする計画が提出されています。

4ページにかけてですが、

11番、綾歌町岡田上・・・合計面積3,494.44㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地でオリーブ等を作付けする計画が提出されています。

12番、飯山町東坂元・・・合計面積2,682.00【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

5ページをお開きください。

13番、飯山町東坂元・・・合計面積5,696.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、貸人の農地の上部に借人が太陽光発電設備を設置しているため、貸人の所有地に10年間の区分地上権を設定するものです。なお、当該地では、これまで通り、貸人が水稻栽培を継続いたします。借人の営農型太陽光発電設備の一時転用の更新につきましては、後ほど議案第22号でご説明いたします。

以上13件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供す

る農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部利用効率要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより、全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない、又は適用されないため、許可相当と考えています。以上、ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 岡田上は久米委員の担当ですね。10番、11番について、オリーブを作付けする計画ですが、譲受人は土建業をしていると思います。本当にオリーブを植栽するのか、確認する必要があると思います。

●副主幹（造田忠彦君） 土建業を営営していますが、個人として営農しています。オリーブを植えるという事です。

●会長（松岡繁君） 個人で農業するのはいいのですが、いろいろな状況を見て、本当に、草を刈ったり、農地を管理したりできるのか心配しています。綾歌市民総合センターの方でも、許可したから終わりというのではなくて、今後、オリーブを植栽しているか確認してください。

●副主幹（造田忠彦君） 農業委員と一緒に確認します。

●会長（松岡繁君） お願いします。どうぞ。

●農業委員（宮武雅毅君） 1番の申請理由で、土地収用の代替地取得とありますが、どういう意味ですか。

●主査（岩崎正英君） 譲受人の土地を丸亀市が収用しました。その際に譲受人が、その代わりに農地を代替地として、希望しました。1番、2番は同じ譲受人です。1番、2番ともに、譲渡人と譲受人には関係がありません。

●会長（松岡繁君） その他はありませんか。「議案第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から13番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、本案件13件については、原案通り、許可することに決定をいたしました。

次に、議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、6ページをお開きください。議案第21号「農地法第4条第1項

の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、今津町・・・面積485.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、郡家町・・・面積990.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上2件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査していただき、問題ないものと確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を全て満たすものであることから、問題ないものと考えます。ご審議、よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようです。整理番号1番から2番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、本案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

次に、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、7ページをお開きください。議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は8件です。

1番、柞原町・・・面積1,071.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、飯野町東二・・・合計面積1,899.97㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅6棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えま

す。

8ページをお開きください。

3番、飯野町東二・・・合計面積2,184.54㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、事業用敷地の拡張を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由による転用できるものと考えます。

4番、土器町西四丁目・・・合計面積727.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、綾歌町岡田西・・・合計面積198.81㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請者は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、綾歌町富熊・・・合計面積841.81㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものですが、この申請地は、昭和62年頃から、借人の業務用車両の進入路として一部造成拡幅し、宅地と一体利用していましたが、今回の申請に合わせて、無断転用の解消を図り、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年2月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9ページをお開きください。

7番、飯山町川原・・・合計面積3,952.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、事業に必要な花崗土を採取した後、農地造成を行い、果樹を作付けする計画がされているものです。また、地権者からは、農地復元に係る誓約書が提出されています。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、転用時期が令和4年8月26日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。

8番、飯山町東坂元・・・合計面積65.73㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和13年5月31日までの一時転用として、使用貸借権の権利設定を行い、借人が営農型太陽光発電設備を設置するものです。なお、この案件は、農地の上部にパネルを設置することから、パネルを支える杭部分並びに地面に設置されるパワコン部分のみが転用面積となります。平成27年6月1日に、一時転用許可になってから、今回は2度目の更新、再設定ということになります。申請地は、農用地区域内農地

ですが、一時転用ということで、計画地周辺における候補地の選定理由により、転用できるものと考えます。区分地上権の権利設定につきましては、先ほど議案第20号13番でご審議いただいた通りです。

以上8件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地確認をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから問題ないものと考えます。ご審議、よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） それでは採決をいたします。議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から8番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようでありますので、本案件は原案どおり、許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、10ページをお開きください。議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」です。番号は10ページから51ページにかけて記載しています。

申請件数は合わせて78件、筆数は186筆、面積が148,150.76㎡です。詳細は表の通りです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。ご審議、よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第23号「農用地利用集積計画の決定」について、78件の各案件につきましては、原案通り、処理していくことといたします。

次に議案第24号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） はい。52ページをお開きください。議案第24号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。これは現在の借受者が耕作不能となったため、残りの期間に新たな借受者を設

定するものです。詳細は、52ページに記載の通りで、農地機構から認定農業者への貸付です。配分計画案としましては、要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議のないようですので、議案第24号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取」については、農業委員会として異議のない旨回答いたします。

続いて、議案第25号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 53ページをお開きください。議案25号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は4件です。

1番、原田町・・・合計面積4,729.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成28年4月14日、分譲住宅15棟の建築整備を図る計画で、農地法第5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、工期の延長申請を行うもので、当初計画の平成28年4月14日から令和3年4月13日までを、令和5年4月13日まで2年延長して、工事の完了を図りたいと申請がありました。

2番、飯山町川原・・・面積703.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年1月17日、分譲住宅3棟の建築整備を図る計画で、農地法第5条許可を受けていましたが、諸般の事情により、事業計画及び工期の変更申請を行うもので、事業計画を分譲住宅3棟に、物置・車庫それぞれ1棟を加え、工期を当初計画の平成30年1月17日から令和3年1月16日までを、令和5年1月6日まで、2年延長して、工事の完了を図りたいと申請がありました。

54ページをお開きください。

3番と4番は合わせて説明いたします。

3番が、(3)の部分、飯山町川原・・・合計面積3,581.06㎡【議案読み上げ】

4番が、(4)の部分、飯山町川原・・・合計面積98.25㎡【議案読み上げ】

追加の申請地が、飯山町川原・・・合計面積3,952㎡

この案件は、(3)の申請地が、令和元年8月27日、(4)の申請地が、令和2年1月9日、花崗土採取後、農地造成を図る計画で、それぞれ農地法第5条の一時転用許可を受けていましたが、隣接農地所有者からの要望等により、採取地の拡張が必要になったため、申請地を追加して、工事の完了を図りたいと申請がありました。なお、追加の申請につきましては、議案第22号の7番でご審議いただいた通りです。以上、ご審

議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

●農業委員（高吉和博君） 1番についてです。工期が遅れているということは、農地のままであるのか、それとも、宅地造成されているのか。議案を見る限りでは、農地のままであるように思います。農地のままであったら、管理はどうなっているかをお聞きします。耕作放棄地になっているのではないか。宅地造成していたら、もう工期延長ということは考えられないです。工期が遅れて、農地のままになっているのであれば、耕作放棄地になっている可能性があるのではないですか。

●事務局長（小西裕幸君） ただいまの委員からのご質問ですけど、工期が延びているということで、基本的に転用の申請を出していただきましたら、着工は速やかにかかっているようになっていきます。それで、現状といたしまして、まだ、農地の状態で残っている部分があるということでしたら、それに対して指導をして、早期の着工をお願いするようになります。ただ、現状といたしまして、分譲住宅ですので、買い手の話の場合もありますので、現状を把握して、それに適した対応をしたいと考えております。

●会長（松岡繁君） 高吉委員は現場を見たのですか。

●農業委員（高吉和博君） 見ていません。

●会長（松岡繁君） 今までであるのは、宅地にはしているけれども、売れ残ってしまって、売れるまで待つて下さいという例は、たくさんあります。

●事務局長（小西裕幸君） 分譲住宅ですので、何軒建てますという全体の計画で申請をいただいています。ですから、全部が売れて、完成をするということになります。なので、今回の案件につきましても、分譲地の区画整理等は終わっているようで、ただ、まだ販売等が終わってないという状態です。ですから、そちらの方につきましても、販売の促進もしていただきまして、工期を早期に終わらせていただくように、努めていきます。

●会長（松岡繁君） ですから、最初、許可する時に、全部販売できるかどうかを見極めて、転用許可をするということになると思います。ただ、経済的状況によって、売れ残って、延期するというのはあり得ると思います。他にありませんか。それでは、議案第25号「許可後の事業計画変更申請について」整理番号1番から4番の各案件につきましては、原案通り、処理していくことといたします。

続いて議案第26号「農地改良に係る届出について」です。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは55ページをお開きください。議案第26号「農地改良に係る届出について」です。案件は1件です。

1番、垂水町・・・面積1,774㎡【議案読み上げ】

この案件は、当該地で水稻を作付けするにあたって、田の利便性を高めるため、盛土0.09メートルをし、コンクリート壁を設置して、農地造成を図るものです。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第26号「農地改良に係る届け出」について、整理番号1番につきましては、原案通り、処理していくことにいたします。

それでは報告事項に入ります。報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」は、一括して事務局から報告いたします。

●事務局長（大西良明君） それでは56ページをお開きください。報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。報告は2件です。

1番、川西町南・・・面積2,261㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年12月17日に、相続により農地を取得したもので、共有構成員の変更があったものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、飯山町東坂元・・・合計面積8,605.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成26年1月20日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて、57ページをお開きください。

報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は1件です。

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、労力不足のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約をするものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告事項について、ご質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 休耕地を確認に行きますと、まだ相続していないということを聞きます。相続についての届出を農業委員会に出すことを知らない人が多いと思います。「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、周知をお願いします。この届出は個人でしているのでしょうか、それとも、行政書士がしているのでしょうか。

●主査（岩崎正英君） 許可申請ではなく、届出なので、ほとんど個人でしています。相続人がご自分でしています。

●会長（松岡繁君） 届出していない人もたくさんいるのでしょうか。

●主査（岩崎正英君）　たくさんいると思います。相続未登記であっても、利用権設定や農地中間管理権設定の貸借はできます。相続登記が完了しなければ、貸借を設定できないわけではありません。また、現時点では、相続登記は義務化されていません。できれば、届出をしていただきたいということです。

●会長（松岡繁君）　相続をしないで放置しているのはともかく、相続すれば届出をしなければならないのですね。

●事務局長（小西裕幸君）　この届出は、相続登記が完了した証拠書類の添付が必要です。まず相続が完了しなければなりません。

●会長（松岡繁君）　大口委員がおっしゃるように、農地を相続したときは農業委員会に届出するのは知らない方が多いと思います。年に1回発行している農業委員会だよりに掲載して周知する必要があると思います。

他にありませんか。4月総会の議案審議並びに報告事項は全て終了しました。これをもって閉会といたします。なお最後に、毎月委員の皆さんからご意見、ご質問をお話ししていただいています。

（委員発言）

●事務局長（小西裕幸君）　失礼します。来月の定例農業委員会の開催日程について、お知らせします。まず、農地転用等の申請の締切が、連休明けの5月6日木曜日になりますので、5月は10日月曜日に現地調査を行います。関係する委員には、7日金曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。次に、5月20日木曜日ですが、5月につきましては、毎月行っております定例総会と年に1回の通常総会を開催いたします。開会時間が30分早くなりまして、午前9時から通常総会を始め、そのあと、定例総会を行います。場所は、本館2階201会議室、この会場で開催いたします。開会が早くなります。よろしく願います。それから、毎月、総会の午後に農地利用最適化推進委員に出席いただきまして連絡会を開催していました。3月は行いました。その前1月、2月はコロナウイルスの関係で、中止となりました。今回につきましても4月4日から、本県がコロナウイルスの感染拡大防止集中対策期、上から2つ目のAランクになりました。県知事からも感染拡大防止対策の徹底が通知されたことを踏まえまして、4月の農地利用最適化推進委員連絡会は中止といたします。連絡は以上です。本日はどうもありがとうございました。

（午前11時20分終了）